

令和 8 年 3 月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和 8 年 3 月 23 日(月) 午前 9 時 00 分～

2. 出席者：

農業委員(14 名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 今井委員 東委員  
山田(定)委員 榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員

推進委員(1 名)

山田(隆)推進委員

3. 議事日程

- (1) 議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- (2) 議案第 62 号 農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積等促進計画  
(案) について
- (3) 議案第 63 号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画 (案)  
について
- (4) 議案第 64 号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
- (5) 議案第 65 号 農地のあっせん申出の取下げについて
- (6) 議案第 66 号 非農地判断について

4. 報告

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定(相続)による報告

5. その他

- (1) 次期総会について
  - 日 時：4 月 23 日(木) 午前 9 時～
  - 場 所：和泊町議会議場(役場 2 階)
  - 議案締切り：4 月 15 日(水)
  - 現地確認：4 月 16 日(木) 午後 1 時 30 分～
  - 議案発送：4 月 20 日(月)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局主査 三島 いずみ  
事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたのでこれから始めたいと思います。  
本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。  
それではただいまより、令和8年3月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。  
はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

皆さんおはようございます。次世代人材育成審査会に参加して、今回2名審査しました。親が作っていない作物やトマトを作る計画書があり、それを審査しました。なかなかいい計画を作っており、頑張ってくれるだろうという感覚でした。以上です。

○先田局長

ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、大里委員と松田委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第61号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

**申請番号1番**、有償の所有権移転。畑の所在地が玉城ホキダ〇〇。畑。農振農用地。面積1,541㎡。他12筆。合計13筆。総面積13,554㎡。渡人が玉城字の〇〇氏。受人が和字の〇〇氏。個人間売買。調査委員は榮委員です。

以上の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をよろしくお願いいたします。

○野村会長

それでは申請番号1番、榮委員をお願いします。

○榮委員

申請番号1番の畑の確認をしました。2筆はまだ植え付けもなく、他はジャガイモとサトウキビを植えてあります。受人〇〇氏は、農業頑張っております。

渡人〇〇氏は、1人で畑はできないということで、売買することになったようです。問題はございません。

○野村会長

以上で説明を終わりにして、質問を受けたいと思います。何か質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので、許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案 62 号、農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について、農用地利用集積等促進計画（案）について次のとおり審議を求めます。説明をお願いします。

○三島主査

申請番号 1 番、公社からの売り渡し。出花竹山〇〇。畑。1,819 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 2,828 m<sup>2</sup>。鹿児島県地域振興公社から出花字の受人〇〇氏への売渡し。売買価格が〇〇円。所有権移転が令和 8 年 6 月 1 日。

申請番号 2 番、公社が買い入れ。玉城花トリ〇〇。畑。3,019 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 6,354 m<sup>2</sup>。大阪府守口市在住の〇〇氏から鹿児島県地域振興公社が買い入れ。売買価格が〇〇円。移転時期が令和 8 年 6 月 1 日。以上です。

○野村会長

それでは説明ありますか。榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号 2 番の渡人〇〇氏は、受人〇〇氏に無償で希望されていましたが、受人〇〇氏が公社売買希望されました。公社売買の場合、金額は最低でも〇〇円だという事でした。渡人〇〇氏の意向はもっと低い金額でしたが、受人〇〇氏も〇〇円まではしかたないということでした。以上です。

○三島主査

申請番号 2 番の売買は受人〇〇氏が公社での売買を希望していたこともあり進めました。

○野村会長

他に質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので採決をします。許可をして賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思います。

それでは次に行きます。議案 63 号、農地中間管理の推進に関する法律第 18 条及び 19 条 3 項の規定による農用地利用集積促進計画(案)に対する意見について。農用地利用集積促進計画(案)についての意見を求めますということで、説明をお願いします。

○三島主査

**申請番号 1 番**、瀬名伊江原〇〇。畑。2,820 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 4,047 m<sup>2</sup>。玉城字の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。相続未登記農地。契約代表者が娘の〇〇氏。

**申請番号 2 番**、和西原〇〇。畑。3,517 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 4,555 m<sup>2</sup>。和字の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日までの 5 年間です。

**申請番号 3 番**, 和竿津〇〇。畑。5,353 m<sup>2</sup>。和字の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日までの 5 年間です。

**申請番号 4 番**, 玉城芋田〇〇。畑。1,044 m<sup>2</sup>。兵庫県神戸市在住の〇〇氏から玉城字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。

**申請番号 5 番**, 和白間当〇〇。畑。1,320 m<sup>2</sup>。他 3 筆。合計 4 筆で 7,936.25 m<sup>2</sup>。和字の〇〇氏から和字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日までの 10 年間です。

**申請番号 6 番**, 和川之前〇〇。畑。547 m<sup>2</sup>。他 3 筆。合計 4 筆で 6,123 m<sup>2</sup>。和字の〇〇氏から和字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日までの 10 年間です。

**申請番号 7 番**, 西原上原〇〇。畑。2,602 m<sup>2</sup>。喜美留字の〇〇氏から西原字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。相続未登記農地。契約代表者が〇〇氏。

**申請番号 8 番**, 喜美留波取〇〇。畑。1,773 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 4,920 m<sup>2</sup>。喜美留字の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。相続未登記農地。契約代表者が〇〇氏。

**申請番号 9 番**, 喜美留瑠木場野〇〇。畑。5,212 m<sup>2</sup>。喜美留字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。相続未登記農地で契約代表者が〇〇氏。

**申請番号 10 番**, 喜美留波取〇〇。畑。1,787 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 2,192 m<sup>2</sup>。喜美留字の〇〇氏から 1 筆。喜美留字の〇〇氏から 1 筆。喜美留字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。喜美留波取〇〇は相続未登記農地で契約代表者が〇〇氏。

**申請番号 11 番**, 伊延伊延原〇〇。畑。3,018 m<sup>2</sup>。和泊字の〇〇氏から畦布字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日までの 5 年間です。

**申請番号 12 番**, 国頭伊西〇〇。畑。2,853 m<sup>2</sup>。他 3 筆。合計 4 筆で 6,569 m<sup>2</sup>。北海道苫小牧市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。

**申請番号 13 番**, 谷山内田〇〇。畑。1,539 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 3,139 m<sup>2</sup>。鹿児島県鹿児島市在住の〇〇氏から瀬名字の〇〇氏への賃貸借契約の更新。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。

**申請番号 14 番**, 出花下原〇〇。畑。1,661 m<sup>2</sup>。大阪府堺市在住の〇〇氏から西原字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日までの 10 年間です。

**申請番号 15 番**, 出花下原〇〇。畑。673 m<sup>2</sup>。大阪府堺市在住の〇〇氏から出花字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日までの 10 年間です。

**申請番号 16 番**, 和泊貞理〇〇。畑。5,716 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 6,287 m<sup>2</sup>。静岡県熱海市在住の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日までの 5 年間です。相続未登記農地で契約代表が〇〇氏。

**申請番号 17 番**, 国頭大久保。畑。1,966 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 2,089 m<sup>2</sup>。喜美留字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 18 年 5 月 31 日までの 10 年間です。

**申請番号 18 番**, 国頭芭蕉俣〇〇。畑。2,544 m<sup>2</sup>。国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和 8 年 6 月 1 日から令和 14 年 5 月 31 日までの 6 年間です。

**申請番号 19 番**, 国頭砂葉〇〇。畑。2,489 m<sup>2</sup>。他 8 筆。合計 9 筆で 15,875 m<sup>2</sup>。沖縄

県沖縄市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年6月1日から令和18年5月31日までの10年間です。相続未登記農地の契約代表者が〇〇氏。

**申請番号 20 番**, 和泊中原〇〇。畑。1,381 m<sup>2</sup>。沖縄県浦添市在住の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年6月1日から令和14年5月31日までの6年間です。

**申請番号 21 番**, 手々知名アムル〇〇。畑。5,618 m<sup>2</sup>。国頭字の〇〇氏から和泊字の〇〇氏への新規の賃貸借契約。期間が令和8年6月1日から令和18年5月31日までの10年間です。

**申請番号 22 番**, 手々知名船島〇〇。畑。611 m<sup>2</sup>。他3筆。合計4筆で5,328 m<sup>2</sup>。手々知名字の〇〇氏から手々知名字の有限会社〇〇への相対から公社賃貸借契約。期間が令和8年6月1日から令和13年5月31日までの5年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは新規の説明を求めています。申請番号1番, 事務局お願いします。

○三島主査

申請番号1番は, 以前みなしで耕作していた方が亡くなり, 渡人〇〇氏と受人〇〇氏とで話がまとまっていたようです。

○野村会長

次, 申請番号2番, 3番。大福委員お願いします。

○大福委員

申請番号2番, 3番ともみなしの解消です。

○野村会長

次, 申請番号4番, 榮委員お願いします。

○榮委員

申請番号4番は, みなしの解消です。

○野村会長

次, 申請番号5番, 6番, 大福委員お願いします。

○大福委員

申請番号5番, もみなしの解消です。

申請番号6番は, 字のあっせんリストに従い受人〇〇氏をあっせんしました。受人〇〇氏はジャガイモ専門農家で認定農業者でもあります。

○野村会長

次, 申請番号11番, 松田委員お願いします。

○松田委員

申請番号11番の畑は昨年, 別の方が借りる契約寸前に少し問題があり, 破談になった畑なのですが, その話を人づてに聞いた受人〇〇氏がどうしても借りたいという事で話があり, 何とかまとめることができました。受人〇〇氏は現在, 後継者は決まっ

ていないですが、子供の家族と協力していますので問題ないと思います。以上です。

○野村会長

次、申請番号 14 番、15 番。川畑委員お願いします。

○川畑委員

申請番号 14 番は、みなしの解消なのですが、以前の耕作者が規模縮小するという事で同じ西原で受人〇〇氏の親に声をかけたら使おうという事でしたが、経営移譲しており、受人〇〇氏との契約になりました。

申請番号 15 番は以前、受人〇〇氏の親が借りていて、経営移譲して受人〇〇氏との契約になり、新規になっています。

○野村会長

次、申請番号 16 番、20 番。加納委員お願いします。

○加納委員

申請番号 16 番と 20 番はみなしの解消です。

○野村会長

次、申請番号 17 番、18 番、19 番。東委員お願いします。

○東委員

申請番号 17 番、18 番はみなしの解消です。

申請番号 19 番は渡人〇〇氏が亡くなった為、息子の〇〇氏との契約になりますので、実質更新という形です。以上です。

○野村会長

次、申請番号 21 番。山田(隆)委員お願いします。

○山田(隆)委員

申請番号 21 番の受人〇〇氏は認定農業者でジャガイモと花をやっています。渡人〇〇氏とは親子関係です。以上です。

○野村会長

以上ですけど、何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ、すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので許可をします。次にいきます。

議案の第 58 号、農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせんの委員の選任を求めます。説明をお願いします。

○三島主査

17 ページをご覧ください。売りたいのあっせん申し出です。

**整理番号 1 番**，国頭黒瀬〇〇。畑。2,640 m<sup>2</sup>。申し出者が，国頭字の〇〇氏，希望価格が全面積～〇〇円。以前，令和 7 年 11 月に申し出がありましたが，希望価格を変更の為，再度申し出されました。令和 9 年 12 月 30 日から公社契約有。

**整理番号 2 番**，畦布與名原〇〇。畑。3,066 m<sup>2</sup>。他 2 筆。合計 3 筆で 9,015 m<sup>2</sup>。申し出者が，畦布字の〇〇氏，希望価格が〇〇円～〇〇円です。

続いて，20 ページ。買いたいのあっせん申し出です。

**整理番号 1 番**，国頭大久保〇〇。畑。578 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 1,300 m<sup>2</sup>。申し出者が国頭字の〇〇氏。希望価格は相場です。所有者死亡の為，相続人の登記完了後の売買。

続いて，22 ページ。貸したいのあっせん申し出です。

**整理番号 1 番**，国頭〇〇。畑。1,408 m<sup>2</sup>。他 1 筆。合計 2 筆で 3,400 m<sup>2</sup>。申し出者が，徳之島町在住の〇〇氏，希望価格が相場です。令和 8 年 7 月からの貸借可能。以上です。

続いて，24 ページ。借りたいのあっせん申し出です。

**整理番号 1 番**，土地の所在が国頭字。5,000 m<sup>2</sup>。申し出者が，国頭字の〇〇氏，希望価格が相場です。

**整理番号 2 番**，土地の所在が国頭字，出花字，喜美留字，西原字。30,000 m<sup>2</sup>。申し出者が，西原字の〇〇氏，希望価格が〇〇円から。以上です。

○野村会長

それでは売りのあっせん整理番号 1 番。あっせん委員は国頭 3 名で，あっせん価格はいくらですか。東委員お願いします。

○東委員

整理番号 1 番は前回，11 月に売りのあっせんがでているのですが，この希望価格は全面積で〇〇円までということですか。

○野村会長

そうですね。前は全部で〇〇円の希望価格だったと思います。

○東委員

現在耕作中の方が相場でなら購入可能だが，〇〇円では相場よりも少し高いので，買う事ができないという事でして，今回の〇〇円まででよければ相場内で反当たり〇〇円から〇〇円ぐらいになると思いますのでもう一度話を持って行ってみます。あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

次，整理番号 2 番。あっせん委員は畦布と和をお願いします。あっせん価格はいくらですか。三島委員お願いします。

○三島委員

整理番号 2 番の畦布與名原の畑は相場の〇〇円～〇〇円をお願いします。もう 1 筆の畦布稲瀬戸は根折に近いので根折の方がいいと思います。

○野村会長

そうすると，あっせん委員は畦布と根折と和をお願いします。根折のあっせん価格は

どうですか。山田(定)委員お願いします。

○山田(定)委員

〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

根折も和もいいですか。

(はいの声)

それではあっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

次、買いのあっせんのあっせん委員は国頭の3名をお願いします。あっせん価格はどうか。東委員お願いします。

○東委員

あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

次、貸したいのあっせん。国頭の3名をお願いします。あっせん価格はどうか。今井委員お願いします。

○今井委員

記入がないのですが、土地改良の資料によると1筆には畑かんが1つ付いていることになっているのですが、確認しにいくと道路沿いでは見当たらず、奥は草があり入っていけず確認できなかったのですが、資料上は畑かん有になっています。7月までは公社契約があって、反当たり〇〇円ですので、あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

どっちに畑かんついていますか。

○今井委員

面積1,992㎡の方が土地改良の資料によると付いている事になっています。

○野村会長

あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

次、借りのあっせん整理番号1番。あっせん委員を国頭の3名をお願いします。

価格は畑が決まり次第という事でお願いします。

整理番号2番。あっせん委員は国頭3名と出花と喜美留をお願いします。価格は畑が決まり次第という事でお願いします。

それでは、全部で何か質問があれば受けたいと思います。はい、川畑委員お願いします。

○川畑委員

貸したいの畑の1,408㎡の方にも畑かんついています。以前借りていたのもた確認してもらえればと思います。

○野村会長

他に質問がありますか。

(なしの声)

ないようなので、次に行きます。

議案の 65 号，農地のあっせん申し出の取り下げについて。あっせん申出をした農用地について，取り下げ申請がありましたので，審議をお願いします，説明をお願いします。

○三島主査

26 ページをご覧ください。あっせん申出の取り下げについてです。

**整理番号 1 番**，国頭手附〇〇。畑。1,287 m<sup>2</sup>。申出者が兵庫県神戸市在住の〇〇氏。あっせんの希望価格が〇〇円から〇〇円。あっせん価格が〇〇円から〇〇円と決まっておりますが、令和 6 年の 1 月 15 日に申し出をされてからなかなか売れないということで，取り下げを希望されております。以上です。

○野村会長

それでは，取り下げを認めたいと思います。賛成の方挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。賛成多数ですので取り下げを認めたいと思います。

次，議案の第 66 号，非農地判断についてお願いします。

○先田局長

非農地証明についてです。29 ページに和泊町現況証明書（非農地証明書）交付基準要領が載っていますが，これに基づいて非農地の判断をすることになっております。特に第 3 条の（5）（6）が主な確認事項です。畑の資料については別のファイルで，非農地判断資料，所耕作者と所在と面積，地目を載せて場所の地図，現況の写真を送っています。この総会の後，直接現地の方へ皆さん一緒に確認しに行きたいと思いますので，その時にまた確認していただけたらと思います。よろしくお願いします。以上です。

○野村会長

なにか質問ありますか。

(なしの声)

ないようなので，次は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定(相続)による報告ですので，後で目を通してください。

これで議案を終わりますが何かありましたらお願いします。

(なしの声)

ないようですので，これで終わります。次回は 4 月 23 日，9 時から行います。議案の締め切りが 4 月 15 日，現地確認が 16 日。発送が 20 日となります。以上です。

令和8年 月 日

会 長

・

署名委員

・

署名委員

・